資料3

## こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント ~こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設~

令和4年8月30日

- ○常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、 こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長 を社会全体で後押し。
- ○そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

## 今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者 の視点に立った政策立案

全てのこどもの健やかな成長、 Well-beingの向上

誰一人取り残さず、 抜け落ちることのない支援

こどもや家庭が抱える様々な複合 する課題に対し、制度や組織による 縦割りの壁、年齢の壁を克服した 切れ目ない包括的な支援

待ちの支援から、予防的な関わりを 強化するとともに、必要なこども・ 家庭に支援が確実に届くようプッシュ 型支援、アウトリーチ型支援に転換

データ・統計を活用したエビデンス に基づく政策立案、 PDCAサイクル(評価・改善) ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。

- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事 者の意見を政策に反映。
- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長 過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな 状態(Well-being)で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。
- ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の 実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。
- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、 様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身 にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。
- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所 に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援(訪問支援)の充実。
- ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。

▶様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

## こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こ ども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

## こども家庭庁の基本姿勢

## ①こどもの視点、子育て当事者の視点

こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に 反映。子育て当事者の意見を政策に反映。

#### ②地方自治体との連携強化

現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。

③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・ 連携・協働

NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

## 強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や 全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。
- ◆ 各省大臣に対する<br/>
  勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

## 法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

## 新規の政策課題や隙間事案への対応

◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うと ともに、新規の政策課題に取り組む。

## 体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

# 企画立案・総合調整部門

- ▶ こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
  - こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取 等の検討
  - こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
  - 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施(外務省と連携)
- ▶ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- ▶ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善
  - こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告(法定白書)の一体的な作成
  - こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進(デジタル庁と連携)

## 成育部門

- ▶ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
  - 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
  - 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- ▶ 就学前の全てのこどもの育ちの保障
  - 幼稚園・保育所・認定こども園(「3施設」)、家庭、地域を含めた取組の 主導、未就園児対策
  - 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
  - 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善(施設整備費の一本化等)
- ▶ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
  - 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭 総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
  - 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所(サードプレイス)づくり
  - 児童手当の支給
- > こどもの安全(性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR) 等)

# 支援部門

- ▶ 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度 の壁を克服した切れ目ない包括的支援
  - 地域の支援ネットワークづくり (子ども・若者支援地域協議 会、要保護児童対策地域協議会)
  - 児童虐待防止対策の強化
  - いじめ防止及び不登校対策 (文部科学省と連携) 等
- ▶ 社会的養護の充実及び自立支援
- ▶ こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
  - 障害児支援

## スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁 の創設を待たずにできることから速やかに実施。

## こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り 方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員 が広く負担していく新たな枠組みの検討。

# こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 〇内閣府の外局として設置
- 〇令和5年度のできる限り早期に設置
- 〇内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制 (移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

# 内閣総理大臣

# こども政策担当大臣

# こども家庭庁

## 司令塔機能

#### ○各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化

- ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策 【内閣府政策統括官(政策調整)】
- ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- ·児童虐待防止対策【厚生労働省】
- ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に 反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

## 各府省から移管される事務

- <内閣府>
- 〇政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども·若者育成支援及び子どもの貧困対策に 関する事務
- ○子ども・子育て本部が所掌する事務
- く文部科学省>
- ○総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- く厚生労働省>
- 〇子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
- 〇障害保健福祉部が所掌する**障害児支援**に関する事務

#### 新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

# こども政策に関わる各府省大臣

# 文部科学省

- ○教育の振興
- ○学校教育の振興 (制度、教育課程、免許、 財政支援など)

幼稚園教育要領。 保育所保育指針を 相互に協議の上 共同で策定

総合調整権限

に基づく勧告

○幼児教育の振興

いじめ重大事態に 係る情報共有と対策の 一体的検討

医療関係各法に基づく 基本方針等の策定に

おける関与

○学校におけるいじめ防止、 不登校対策

## 厚生労働省

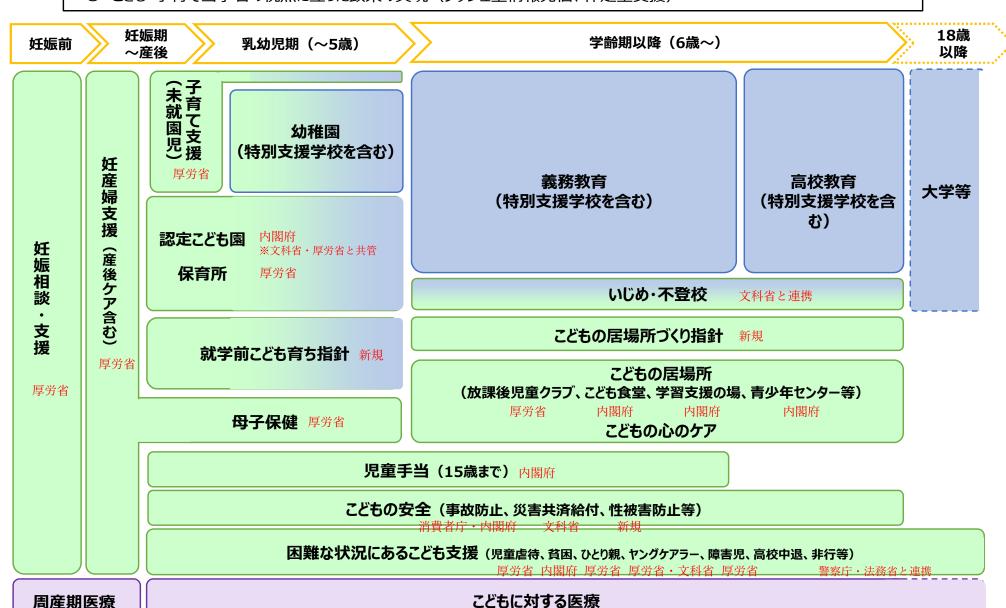
- ○医療の普及及び向上
- ○労働者の働く環境の整備

その他の府省

# こども家庭庁の創設について(イメージ)

#### こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現(プッシュ型情報発信、伴走型支援)



# こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)の概要

# 趣旨

こども(心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

## 概要

- 1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
- 2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
- 3. こども家庭庁の所掌事務
  - (1) 分担管理事務(自ら実施する事務)
    - ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
    - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
    - ・こどもの保育及び養護
    - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
    - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
    - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
    - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案がびに推進
    - ・こどもの保健の向上
    - ・こどもの虐待の防止
    - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
    - ・こどもの権利利益の擁護(他省の所掌に属するものを除く)
    - ・こども大綱の策定及び推進

等

# (2) 内閣補助事務 (内閣の重要政策に関する事務)

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

#### 4. 資料の提出要求等

・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力 を求めることができることとする

#### 5. 審議会等及び特別の機関

・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管するとともに、こども基本法の定めるところにより、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議を設置する。

#### 6. 施行期日等

- ·令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

# こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の概要

# 趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

# 概要

# 1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び 児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定める に当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う(医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等)

# 2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する ※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

# 3. 経過措置

・ 関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

# 4. 施行期日

・こども家庭庁設置法の施行の日(令和5年4月1日)

#### こども基本法(令和4年法律第77号)概要

○**日本国憲法**及び**児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、

・次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、 自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、

- ・こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、 将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、
- ○こども施策を総合的に推進すること
- ○「こども」……心身の発達の過程にある者
- ○**「こども施策」**……①~③の施策その他のこどもに関する施策・これと―体的に講ずべき施策
  - ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の 発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
  - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、 育児等の各段階に応じて行われる支援
  - ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差 別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護さ れること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり 教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に 関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先し** て考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する との認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜び**を実感できる社会環境の整備

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力(雇用環境の整備)・国民の努力(こども施策への関心と理解等)

- 〇 年次報告(白書)
- 〇 こども大綱の策定

(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援 /子どもの貧困対策の既存の3法律の白 書・大綱と一体的に作成)

- 施策に対するこども等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- 施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進

- こども家庭庁にこども政策推進会議 を設置。以下の事務を担当。
- ① 大綱の案を作成
- ② こども施策の重要事項の審議・ こども施策の実施を推進
- ③ 関係行政機関相互の調整
- 〇 会議は、会長(内閣総理大臣)及び 委員(こども政策担当の内閣府特命担 当大臣·内閣総理大臣が指定する大臣) をもって組織

## 施行期日 令和5年4月1日

則

|検討| 国は、この法律の**施行後5年**を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施| 状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からそ の実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとった こども施策の一層の推進のために必要な方策について検討

⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

的

定

義

附